

福県医発第 2319 号 (地)  
令和 6 年 11 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 蓮 澤 浩 明  
(公 印 省 略)

オンライン資格確認を導入している医療機関における  
本年 12 月 2 日以降の資格確認方法について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年 12 月 2 日以降、現行の健康保険証の新規発行が終了することで、マイナ保険証を持参した患者の来院が増えていくことが予想されております。

今般、オンライン資格確認の導入済みの医療機関における本年 12 月 2 日以降の資格確認の方法について、不安の声を多くいただいていることから、日本医師会において、厚生労働省にも確認し、その方法を改めて整理された旨、通知がありました。詳細につきましては、下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

・ オンライン資格確認を導入している医療機関における、12 月 2 日以降の資格確認の方法について

■ マイナ保険証を持っている場合

○ 「マイナンバーカード (マイナ保険証)」 を利用した資格確認

■ 何らかの事情でオンライン資格確認ができなかった場合 (資格確認機器の故障、マイナ保険証の期限切れ等)

○ 「マイナンバーカード」 + 「資格情報のお知らせ」 による資格確認 (「資格情報のお知らせ」 はマイナ保険証を持っているすべての被保険者に送付される)

- 「マイナンバーカード」＋「マイナポータル画面（医療保険の資格情報）」をスマホ等で提示することによる資格確認
- 「口頭で資格変更がないかの確認」（再診で過去の資格情報を把握している場合）
- 「被保険者資格申立書」＋「マイナンバーカード」（初診の場合）

■マイナ保険証を持っていない場合

- 「現行の健康保険証」による資格確認（最大で2025年12月1日まで有効だが、それまでの間に、有効期限切れ、転職、退職等により保険者が切り替わる場合には失効）
- 「資格確認書」による資格確認（マイナンバーカードを取得していない方やマイナ保険証の登録をしていない方に2024年12月2日以降に送付される予定）

以上

- ・【別添資料】第184回社会保障審議会医療保険部会資料（令和6年10月31日）  
「マイナ保険証の利用促進等について」

都道府県医師会 担当理事 殿

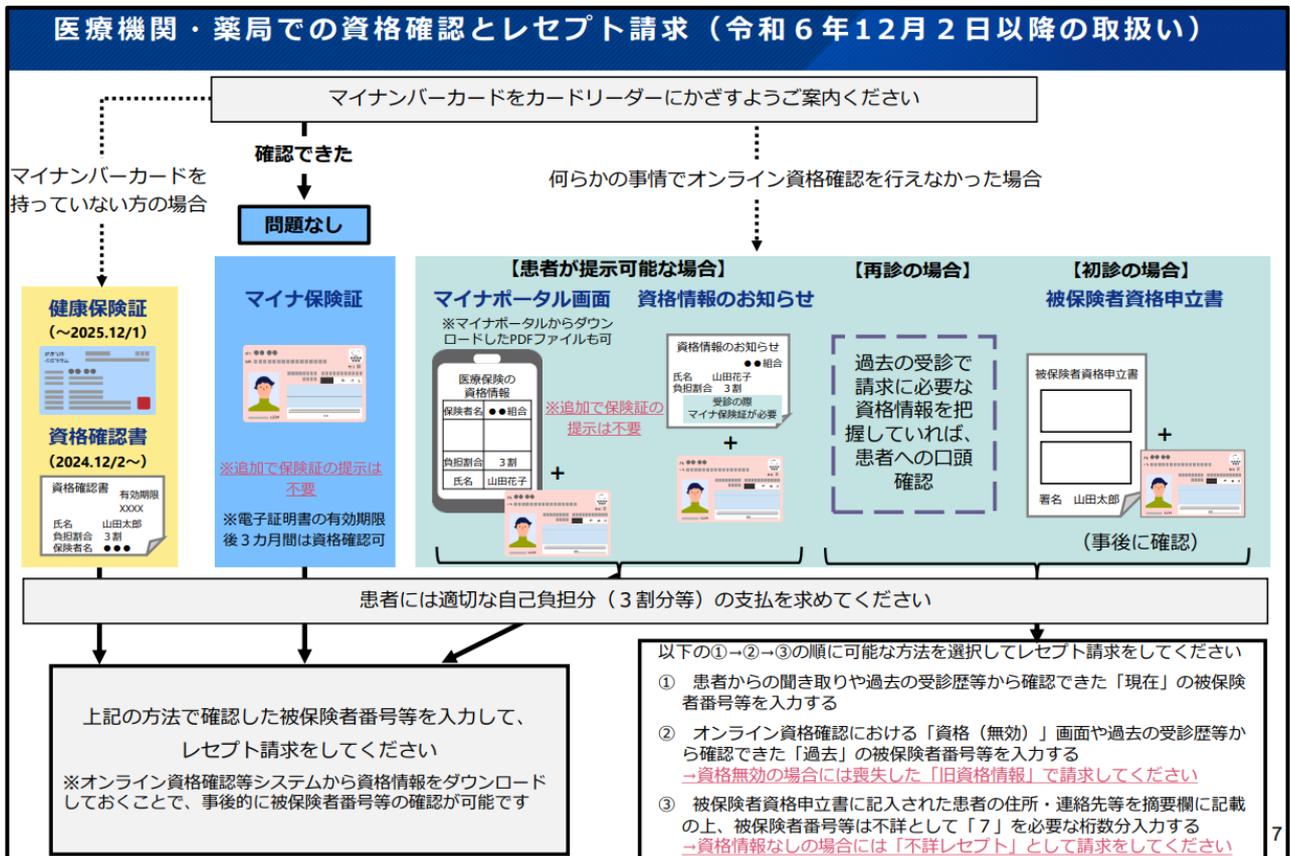
公益社団法人 日本医師会  
常任理事 長島 公之  
(公印省略)

オンライン資格確認を導入している医療機関における  
本年 12 月 2 日以降の資格確認方法について (周知依頼)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。  
本年 12 月 2 日以降、現行の健康保険証の新規発行が終了することで、マイナ  
保険証を持参した患者の来院が増えていくことが予想されます。

オンライン資格確認の導入済みの医療機関における本年 12 月 2 日以降の資格  
確認の方法につきまして、ご不安の声を多くいただいていることから、厚生労働  
省にも確認し、その方法を改めて整理いたしました。

参考資料より抜粋



オンライン資格確認を導入している医療機関における、12月2日以降の資格確認の方法につきましては、以下のとおりになります。

- マイナ保険証を持っている場合
  - 「マイナンバーカード（マイナ保険証）」を利用した資格確認
- 何らかの事情でオンライン資格確認ができなかった場合（資格確認機器の故障、マイナ保険証の期限切れ等）
  - 「マイナンバーカード」＋「資格情報のお知らせ」による資格確認（「資格情報のお知らせ」はマイナ保険証を持っているすべての被保険者に送付される）
  - 「マイナンバーカード」＋「マイナポータル画面（医療保険の資格情報）」をスマホ等で提示することによる資格確認
  - 「口頭で資格変更がないかの確認」（再診で過去の資格情報を把握している場合）
  - 「被保険者資格申立書」＋「マイナンバーカード」（初診の場合）
- マイナ保険証を持っていない場合
  - 「現行の健康保険証」による資格確認（最大で2025年12月1日まで有効だが、それまでの間に、有効期限切れ、転職、退職等により保険者が切り替わる場合には失効）
  - 「資格確認書」による資格確認（マイナンバーカードを取得していない方やマイナ保険証の登録をしていない方に2024年12月2日以降に送付される予定）

そのため、医療機関におかれましては、普段から来院されている患者さんには、「マイナンバーカード」の持参を呼びかけていただくとともに、オンライン資格確認ができない場合には、記載の方法でご確認いただければと思います。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

- ・【別添資料】第184回社会保障審議会医療保険部会資料（令和6年10月31日）  
マイナ保険証の利用促進等について

以上

# マイナ保険証の利用促進等について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# オンライン資格確認の利用状況

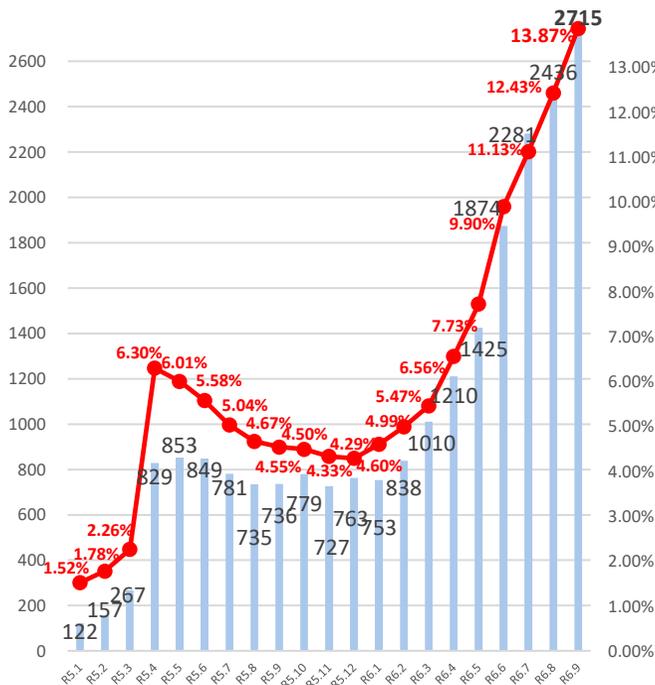
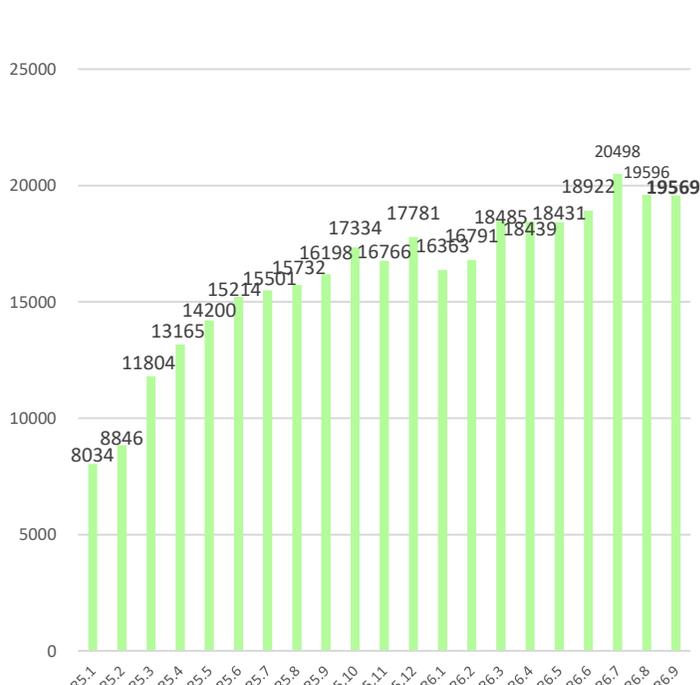
※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数

■ オンライン資格確認の利用件数 (万件)

■ マイナ保険証の利用件数 (万件)

● 利用率

【9月分実績の内訳】



	合計	マイナンバーカード	保険証
病院	12,669,330	3,052,854	9,616,476
医科診療所	80,550,382	9,267,062	71,283,320
歯科診療所	13,779,140	2,674,074	11,105,066
薬局	88,689,767	12,153,822	76,535,945
<b>総計</b>	<b>195,688,619</b>	<b>27,147,812</b>	<b>168,540,807</b>

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	786,746	516,519	1,284,119
医科診療所	2,804,091	3,564,150	7,557,646
歯科診療所	634,123	581,431	562,021
薬局	3,713,761	3,174,700	6,072,891
<b>総計</b>	<b>7,938,721</b>	<b>7,836,800</b>	<b>15,476,677</b>

## <参考>

※紙の保険証受診であってオンライン資格確認を利用しない場合も含めた資格確認総件数は、直近で約2.46億件（令和5年6月）

令和6年9月のマイナ保険証利用人数（1,384万人）から、当該月に医療機関に受診した人の推計値（6,615万人）を用いて、一月に医療機関を受診した人のうち、マイナ保険証を利用した人の割合（推計値）を算出すると以下のとおり。

- 医療機関受診者に占めるマイナ保険証利用者の割合 20.9%
- 医療機関受診者（MNC保有者）に占めるマイナ保険証利用者の割合 27.8%
- 医療機関受診者（マイナ保険証登録者）に占めるマイナ保険証利用者の割合 34.3%

※医療機関受診者数とマイナ保険証利用者数は、月内に保険者を異動し、両保険者において医療機関を受診した又はマイナ保険証を利用した場合はダブルカウントされる。  
 ※医療機関受診者数については、加入者数に患者割合をかけることで算出。加入者数については令和6年5月までは医療保険医療費データベースによる実績値、6～9月は過去の伸び率から推計して算出。  
 患者割合は、令和4年度の医療給付実態調査における診療種別計の患者割合を元に、医療保険医療費データベースにおける直近の入院外+歯科の受診率を用いて推計し算出。  
 ※医療機関受診者のうちMNC保有者及びマイナ保険証保有者の算出は、全人口のうちMNC保有者（75.2%）やMNC保有者のうちマイナ保険証利用登録者（81.2%）を用いて推計。

- 1. 12月2日以降の医療機関等の窓口における資格確認方法**
- 2. 12月2日に向けた周知広報と要配慮者等に向けた対応**
- 3. マイナ保険証を利用した際の資格確認の結果**
- 4. マイナ保険証利用促進集中取組月間を踏まえた表彰**

# 12月2日以降の医療機関等の窓口における 資格確認方法

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 各種施設類型におけるマイナンバーカードを用いた資格確認

12月2日以降の各医療機関等でのマイナンバーカードによる資格確認方法は①～③のいずれかにより実施。

- ① **通常のオンライン資格確認**：資格確認や健康・医療情報を取得・活用できる仕組み  
⇒顔認証付きカードリーダー+マイナンバーカードと顔認証・PIN入力又は目視確認モードで本人確認
- ② **居宅同意取得型**：モバイル端末で資格確認や健康・医療情報を取得・活用できる仕組み  
⇒スマートフォン、タブレット等+マイナンバーカードとPIN入力又は目視確認（アプリのみ）で本人確認
- ③ **資格確認限定型**：モバイル端末等で資格確認のみを行う簡素な仕組み  
⇒スマートフォン、タブレット等+マイナンバーカードとPIN入力又は目視確認で本人確認

施設類型	オンライン資格確認の分類	マイナンバーカードの読み取り方法（端末）	医療情報の取得・活用
保険医療機関、薬局	①	顔認証付きカードリーダー ※通常とは異なる動線での受付では②（スマートフォン、タブレット等）を任意で導入可	○
職域診療所	①	顔認証付きカードリーダー	○
訪問診療、訪問看護、訪問服薬指導、オンライン診療など ※令和6年12月～ 原則義務化	②	スマートフォン、タブレット等	○
経過措置の対象施設 ※(1)は適用終了 (1)システム整備中 (2)ネットワーク環境事情 (3)訪問診療のみ (4)改築工事中・臨時施設 (5)廃止・休止 (6)その他特に困難な事情	①・②	顔認証付きカードリーダー (訪問診療等の場合) スマートフォン、タブレット等 ※(2)～(6)のそれぞれの期限までに導入	○
	③	スマートフォン、タブレット等 ※対象は(2)・(4)・(6)のみ（任意）	×
健診実施機関	③	スマートフォン、タブレット等	×
助産所			
義務化対象外施設（紙レセプト医療機関・薬局）			
柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所 ※令和6年12月～ 原則義務化			

## 医療機関等の窓口で患者が資格確認を受ける方法（12月2日以降）

	資格確認方法	備考
①	<b>マイナ保険証</b> ※顔認証マイナンバーカード含む	医療情報等の提供の同意に基づくよりよい医療を受けることが可能 12月2日以降、電子証明書の有効期限が過ぎても3か月間は引き続き資格確認を受けることが可能
	マイナポータル画面（PDF含む） +マイナンバーカード	マイナンバーカードで資格確認ができなかった場合に、窓口でスマートフォンの画面を提示
	資格情報のお知らせ +マイナンバーカード	マイナンバーカードで資格確認ができなかった場合に、窓口で資格情報のお知らせの用紙を提示
②	<b>資格確認書（・健康保険証）</b>	資格確認書でも保険証と同様に医療を受けることが可能 マイナ保険証を保有しない方には、現行の健康保険証の期限が切れるまでに申請によらず職権交付 健康保険証は、12月2日以降、有効期限の範囲内で最長1年間使用可能

※マイナ保険証の場合には、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証の提示は不要。

# マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の対比表

	マイナ保険証	資格情報のお知らせ	資格確認書
マイナ保険証の有無	あり	あり	なし
対象者	マイナンバーカードを取得して保険証利用登録をした方	マイナ保険証の保有者 ※被用者保険は今年度は全加入者、それ以降は新規加入時等に交付 ※後期高齢者については、右記の暫定的な運用の間はマイナ保険証の保有者に対しても資格情報のお知らせを交付せず、資格確認書を交付	電子資格確認を受けることができない方（マイナ保険証未保有者、マイナンバーカード未保有者等） ※現行の保険証が失効する後期高齢者はマイナ保険証の保有状況に関わらず職権交付の対象（令和7年7月末までの暫定的な運用）
取得方法・受取手段	自治体に交付申請、原則対面での受取	保険者が申請によらず交付	当分の間はマイナ保険証未保有者等に保険者が申請によらず交付（原則は申請交付）
用途・使用方法	医療機関での資格確認時に、顔認証付きカードリーダーにかざして利用 ※顔認証・暗証番号入力・目視確認のいずれかで本人確認  厳格な本人確認により、オンライン資格確認等システムを通じて自身の医療情報等を医療機関に提供可能	単体では受診不可。 マイナ保険証が読み取れない場合や、オン資義務化対象外施設・経過措置対象施設でカードリーダーが設置されておらず、オンライン資格確認が受けられない場合等に、 <u>マイナ保険証と併せて</u> 提示することで受診可能	医療機関での資格確認時に窓口に提示  ※医療機関への自身の医療情報の提供不可
券面事項	氏名・生年月日・性別・住所 ※裏面にマイナンバー	氏名、被保険者番号（負担割合）・保険者名	氏名・生年月日・性別、被保険者番号（負担割合）・保険者名・住所
様式・素材	カードのみ	A 4 紙（右下等で切り取り可）	基本はカード型（その他、ハガキ・A 4 型等）
発行開始時期	発行開始済み	令和6年12月2日～ ※被用者保険は令和6年9月から開始、地域保険（市町村国保）は基本的には保険証の期限が切れるタイミングで交付 ※このほか、12/2以降、新規加入時や負担割合変更時等に交付	令和6年12月2日～ ※基本的な運用としては現行の保険証の有効期限が切れるタイミング又は経過措置が終了するタイミングで一斉に職権交付、その他新規加入時等に職権交付
有効期限	電子証明書は5年間 ※更新時は市区町村で手続が必要、未更新のままだと利用登録が解除され資格確認書が職権交付	負担割合等が変わらない範囲内で利用可能 ※後期高齢者等については、保険者が有効期限を設定	最大5年で保険者が定める範囲 ※更新あり

# 医療機関・薬局での資格確認とレセプト請求（令和6年12月2日以降の取扱い）

マイナンバーカードをカードリーダーにかざすようご案内ください

確認できた

何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

マイナンバーカードを持っていない方の場合

問題なし

健康保険証  
(~2025.12/1)



資格確認書  
(2024.12/2~)

資格確認書  
有効期限 XXXX  
氏名 山田太郎  
負担割合 3割  
保険者名 ●●●

マイナ保険証



※追加で保険証の提示は不要

※電子証明書の有効期限後3カ月間は資格確認可

【患者が提示可能な場合】

マイナポータル画面

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可



※追加で保険証の提示は不要

資格情報のお知らせ

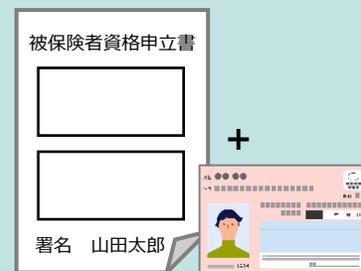


【再診の場合】

過去の受診で請求に必要な資格情報を把握していれば、患者への口頭確認

【初診の場合】

被保険者資格申立書



(事後に確認)

患者には適切な自己負担分（3割分等）の支払を求めてください

上記の方法で確認した被保険者番号等を入力して、レセプト請求をしてください

※オンライン資格確認等システムから資格情報をダウンロードしておくことで、事後的に被保険者番号等の確認が可能です

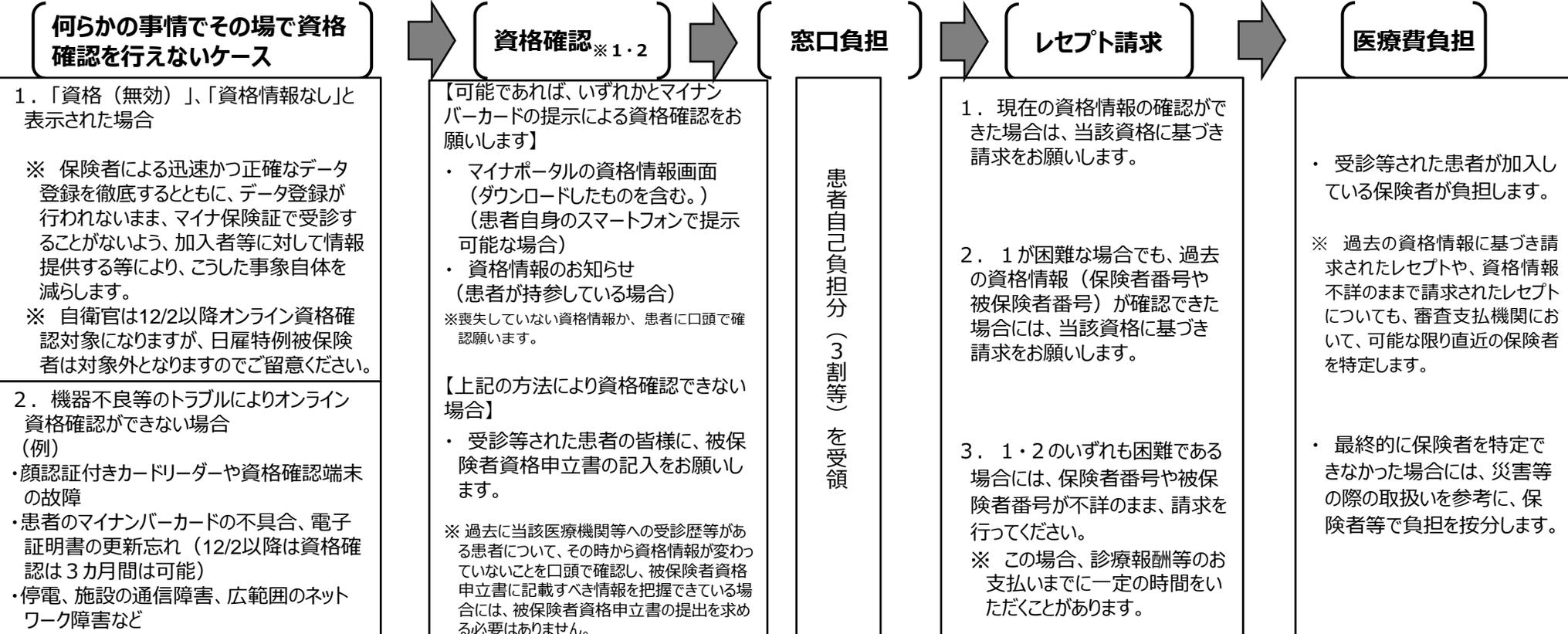
以下の①→②→③の順に可能な方法を選択してレセプト請求をしてください

- ① 患者からの聞き取りや過去の受診歴等から確認できた「現在」の被保険者番号等を入力する
- ② オンライン資格確認における「資格（無効）」画面や過去の受診歴等から確認できた「過去」の被保険者番号等を入力する  
→資格無効の場合には喪失した「旧資格情報」で請求してください
- ③ 被保険者資格申立書に記入された患者の住所・連絡先等を摘要欄に記載の上、被保険者番号等は不詳として「7」を必要な桁数分入力する  
→資格情報なしの場合には「不詳レセプト」として請求をしてください

# マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応 (令和6年12月2日以降の取扱い)

有効な保険資格を有する方がマイナンバーカードを提示した際に適切な自己負担分（3割分等）の支払で必要な保険診療を受けられるようにするため、以下のご協力をお願いします。

- 【患者の皆様へのお願い】
- 医療機関・薬局がレセプト請求を行うために必要な情報の提供に、ご協力をお願いします。
- 【医療機関・薬局へのお願い】
- 被保険者番号などがわからなくても、レセプト請求を可能とするため、診療報酬請求を行うための必要な情報を患者から収集するなど、一定の事務的対応にご協力をお願いします。
- 【保険者等の皆様へのお願い】
- 不詳レセプト等に対する特定作業において、審査支払機関から照会がある場合は必要な協力をお願いします。

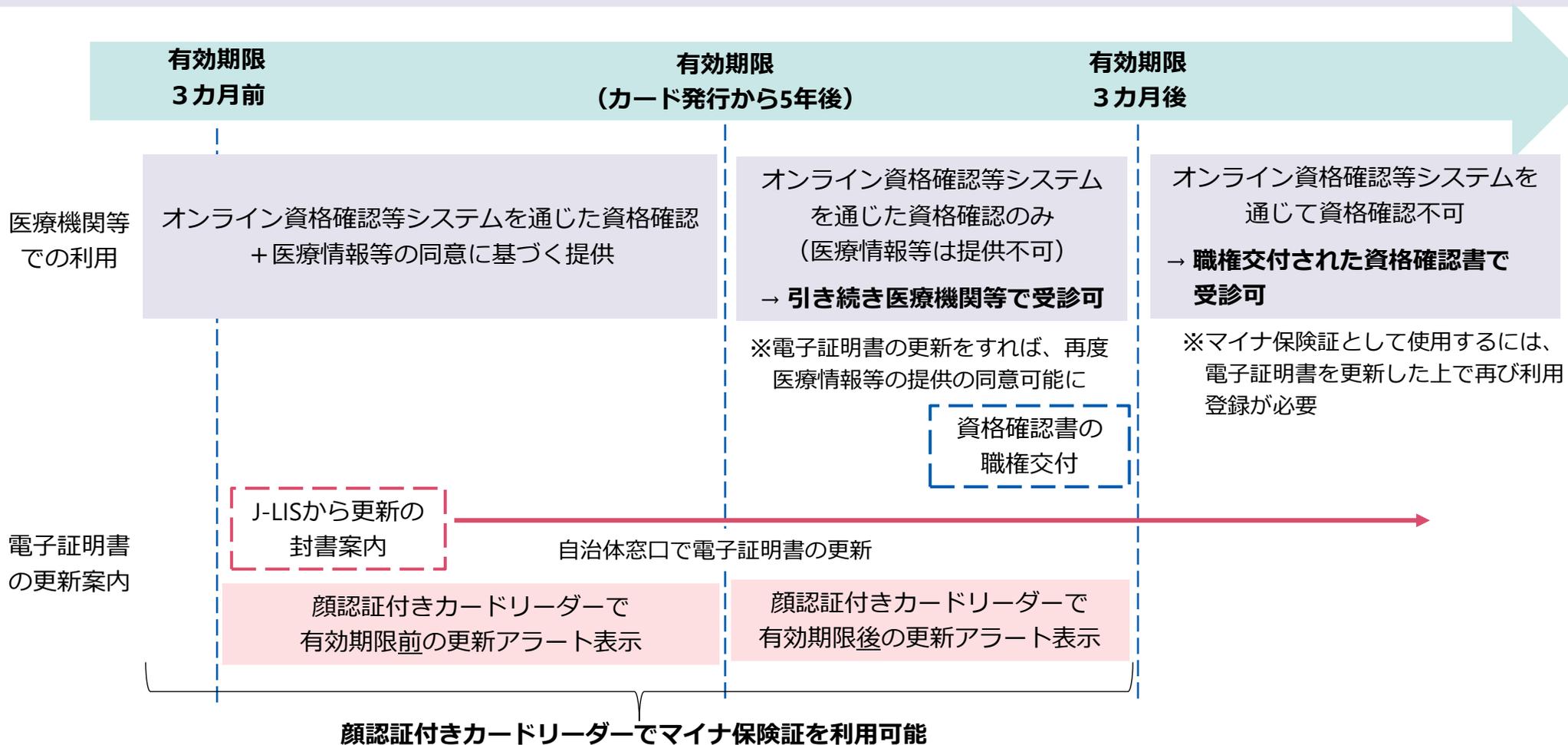


※1 顔認証付きカードリーダーで顔認証等がうまくいかない場合には、モードを切り替えて、医療機関・薬局の職員の目視により本人確認を行っていただくことも可能です。  
 ※2 その場で又は事後的にシステム障害時モードを立ち上げて、資格確認をしていただくことも可能です。

# 電子証明書の有効期限の状況に応じたマイナ保険証の利用

12月2日以降、電子証明書の有効期限が切れても3カ月間は引き続きオンライン資格確認が可能であり、有効期限切れ3カ月後までに保険者から資格確認書を職権で交付。

※有効期限が切れて電子証明書が失効しても、マイナンバーカード本体や資格情報自体は引き続き有効。



※有効期限3カ月後以降は、マイナポータルからDLした資格情報画面 (PDF) か、資格情報のお知らせとマイナンバーカードを併せて提示することで受診可能

# 資格確認書の切れ目のない交付について

健康保険証の廃止に際しては、マイナ保険証を保有しない方に、申請によらず資格確認書を発行することとしている。今後、必要なシステム改修等を実施し、以下のA～Cの方々などについて、申請によらず資格確認書を交付する。

## A マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方

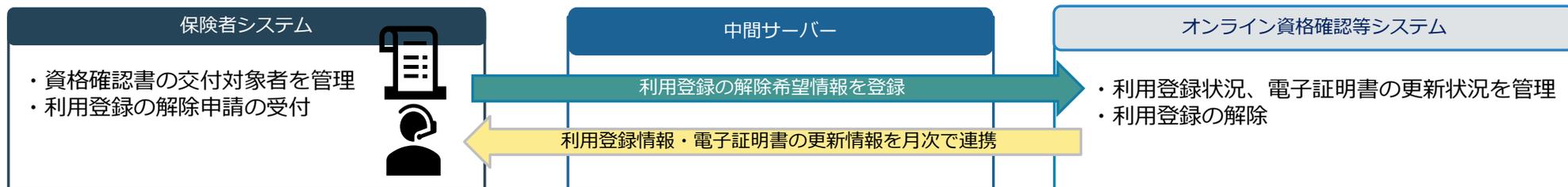
- 実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）は、オンライン資格確認等システムから対象者情報を月次で保険者へ連携 【令和6年10月29日～】
- 保険者は対象者に資格確認書を交付

## B マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方

- 利用登録の解除申請は保険者が受け付けることとする。【令和6年10月28日～ 中間サーバーへの登録が可能に】
- 申請を受け付けた保険者は申請者に資格確認書を交付するとともに、医療保険者等向け中間サーバーを通じて対象者情報をオンライン資格確認等システムへ連携。
- 申請から一定期間経過後（中間サーバーにおける申請受付の翌月末）にオンライン資格確認等システムにおいて利用登録を解除。

## C 電子証明書の更新を失念した方・マイナンバーカードを返納した方

- オンライン資格確認等システムから対象者情報（返納者等の情報も含む）を月次で保険者へ連携 【令和6年10月29日～】
  - 保険者は対象者に資格確認書を交付
- ※ 電子証明書の更新を失念した方について、有効期限から3ヶ月間は手元にあるマイナンバーカードを活用して資格確認を可能とする。  
※ カードの返納者等で直ちに資格確認書の交付が必要な者に対しては、資格確認書の申請を案内。

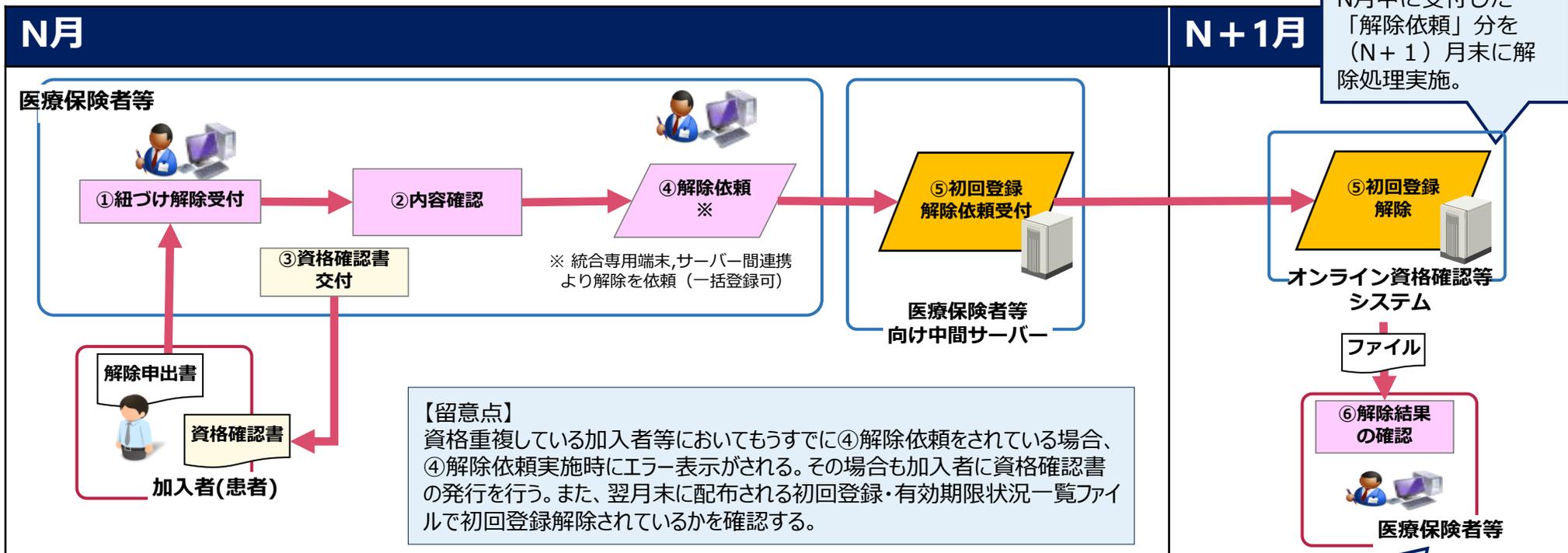


(注) 施行後最大1年間、現行の保険証が使用可能な方には、その間は、資格確認書を交付しない運用を想定。

# マイナ保険証の利用登録解除

- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除を希望する加入者は、加入する医療保険者等に解除申請を行う。
- ・ 申請内容を受けて医療保険者等は資格確認書を交付するとともに、中間サーバーにマイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除依頼を行う。

## ■ マイナンバーカード保険証利用登録（初回登録）解除の流れ



### 【大まかな事務の流れ】

- ① 加入者からの利用登録の紐付け解除申請（任意様式）を受付
- ② 申請内容を確認
- ③ 資格確認書を発行し交付
- ④ 利用登録の解除を依頼
- ⑤ 保険者からの解除依頼を受け、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の紐づけを解除
- ⑥ マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況は、月次で各医療保険者等に通知（オンデマンドで日次の照会も可能）

月次の解除処理後（N+2月）に月次で連携される初回登録・有効期限状況一覧ファイルにて解除がされているか確認をし、初回登録解除エラーとなっている加入者の確認を行う。

# 12月2日に向けた周知広報と要配慮者等に向けた対応

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# マイナ保険証・資格確認書の周知広報

10月24日以降、政府広報と連携して新聞広告を実施。



政府広報 | 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

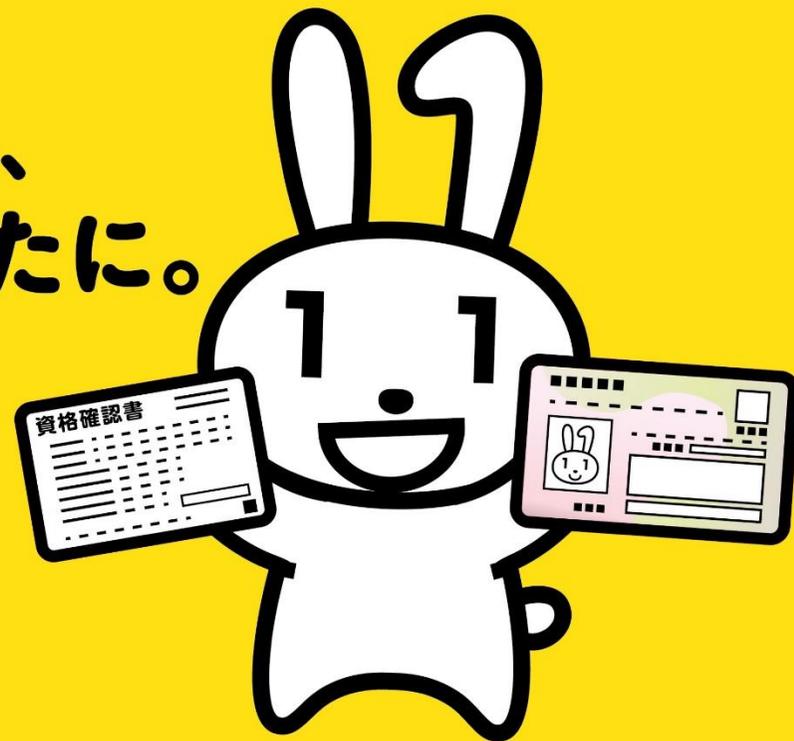
## まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。  
切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。  
また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。  
有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

**マイナ保険証をお持ちでない方** → **申請不要**で資格確認書をお届けします。

**新たに後期高齢者になった方** → **申請不要**で資格確認書をお届けします。 ※来年7月末まで

**マイナ保険証での受診が困難な方**  
(ご高齢の方・障害をお持ちの方など) → **申請いただくこと**で資格確認書をお届けします。



診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、  
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は  
こちらから検索→

政府広報 マイナ保険証 | 🔍



# マイナ保険証・資格確認書の周知広報

高齢者等に向けたリーフレットも新たに作成し、12月2日以降の取扱いについて周知を図っていく。

## 健康保険証は 12月2日以降新たに発行されなくなります

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなります。新規発行終了後は、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とするしくみに移行します。ただし移行後も、

お手元の健康保険証は、有効期限までの間、**最長1年間**使用できます。  
※後期高齢者医療保険加入者の方の有効期限は2025年7月31日となりますのでご注意ください

### マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



### よくある質問

#### Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか？

##### A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。

また、カード裏面のマイナンバー(12桁)を知らただけでは悪用されません。保険証利用時、医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、現行の健康保険証と同じ情報と、ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。

#### Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

##### A. 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確認する本人確認も可能です。



それでもマイナ保険証ではなく別の方法で受診したいときはどうすればいい？

詳しくは裏面に

## マイナ保険証をお持ちでなくても 資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

### マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- 2024年12月2日以降は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>

○ 健康保険	有効期限	年	月	日
国民健康保険	有効期限	年	月	日
資格確認書				
記号	番号	(特号)		
氏名	性別			
生年月日	年	月	日	誕生日別
後期高齢者	年	月	日	
交付年月日	年	月	日	
健康保険料				
住所				
保険者番号				
交付番号				

※ 保険者によって様式・発行形態が異なります  
※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、**現行の健康保険証の有効期限がきる前に「資格確認書」を無償で申請**によらずお届けします。ご自身の申請は不要です。
  - ・ マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)は、申請いただくことで、資格確認書を無償で交付します。(更新時の申請は不要)
  - ・ 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。現行の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
  - ・ 後期高齢者医療制度の被保険者は、2025年7月未までの暫定的な運用として、**現行の健康保険証が失効する方に資格確認書を無償で申請**によらず交付します。そのため、当分の間、申請は不要です。

### 移行後もご安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいかなくても、**医療費が10割負担になることはありません。**



マイナンバーカードの保険証利用について知りたい方はこちら

0120-95-0178

5層を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお申し込みください。

受付時間(※受付終了時刻)

平日:9時30分~20時00分  
土日祝:9時30分~17時30分



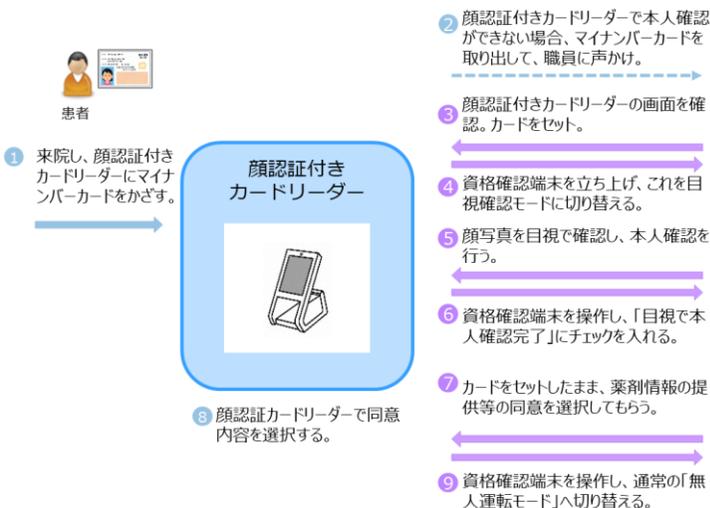
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 目視モードの改善

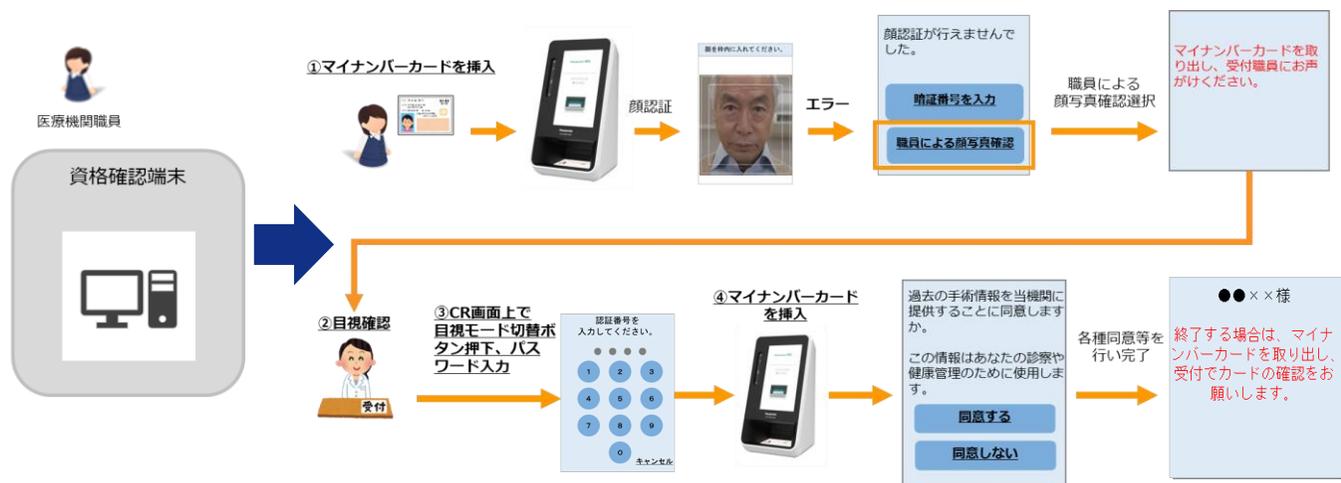
- 顔認証付きカードリーダーで「顔認証」や「暗証番号」入力ができない場合、「目視確認」による本人確認が可能。
  - 現在の「目視確認」の実施にあたっては、**複数回（カードリーダーと資格確認端末との間を少なくとも3往復する）の資格確認端末の操作が発生**し、顔認証付きカードリーダーと資格確認端末の間を行き来する必要があるため、医療機関職員にかかる負担が大きいことが課題。
  - 上記課題の解決のため、顔認証付きCRの本人確認画面において、職員が顔認証付きCRを操作し、その場で目視確認・医療機関等に個別に設定された目視モード用のパスワード（マイナンバーカードの暗証番号ではない）の入力を行う運用に改善（令和7年3月を目途に導入予定）。
- **顔認証や暗証番号と同様の流れで本人確認を実施できるため、医療機関等の職員による資格確認端末の操作（目視モードの切り替え）やレセコンの改修が不要。改修作業は顔認証付きカードリーダーのみ。**

※ 目視確認を行った場合、当該患者について目視による本人確認を行ったことをオンライン資格確認等システム上で記録し、資格確認端末で確認可能。

## 現行の運用手順



## 見直し後の運用イメージ

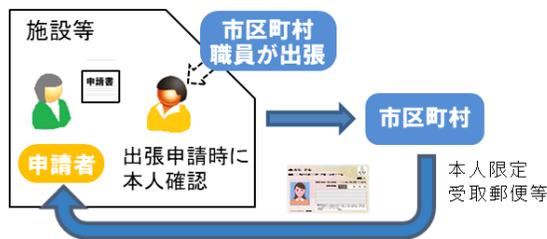


# 福祉施設等におけるマイナンバーカードの取得・マイナ保険証の利用促進に向けた取組

- 総務省・厚労省から地方公共団体（住民担当部局・福祉担当部局）に対して、福祉施設等において、カードの出張申請受付等の取組を行う上で有効と考えられる対応を周知。双方の部局が連携して、施設等へ出張申請受付の希望調査や個別に実施案内を行うなどの働きかけを依頼。
- 福祉施設の職員等の支援者や家族向けに、マイナ保険証の利用マニュアルを作成。

## 施設等に対するマイナンバーカードの取得支援策

### 市区町村職員による出張申請受付



- 市区町村職員が施設等に出向き、一括して申請を受付
- カードは郵送され、申請者は役所に出向かずに受け取り可
- 施設等だけでなく、希望する個人宅等を訪問する方式もあり

### ※その他、申請サポート・代理交付の支援も実施

- 申請時・交付時のサポートは、施設等の職員が行うことも可。
- 施設等の職員が申請サポートや代理交付等を行った場合（出張申請受付に際して、施設等で発生する事務対応を行った場合を含む）、市区町村から報償費を支払うこと等について、国の補助金の対象（上限2,000円/件から4,000円/件へ引上げ）

## マイナンバーカードの代理交付

病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により役場に出向くことが困難であると認められるときに、代理人に対する交付可。

今後、代理交付の件数増加が見込まれることを踏まえ、必要書類（顔写真付き本人確認書類等）のわかりやすい周知や出張での本人確認など個別のケースに応じた丁寧な対応を市町村に依頼。

## 支援者等向けマイナ保険証利用マニュアル

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

マイナンバーカードの安全性について

高齢者・障害者等の要配慮者の方々におけるマイナンバーカードの健康保険証利用について（支援者・ご家族向け説明資料）

2024年10月時点

厚生労働省 保険局

顔認証マイナンバーカードとは

利用できるサービス

利用できないサービス

### （顔認証マイナンバーカードイメージ）



暗証番号の設定を不要とし、医療機関等での顔認証・目視に対応したマイナンバーカードの取得の再周知等を実施。

## マイナ保険証を利用した際の資格確認の結果

# 患者の最新の資格情報の確認結果（マイナ保険証と健康保険証の対比）

マイナ保険証と現行の保険証とでオンライン資格確認を行った場合に、資格確認ができなかった割合や資格無効となった割合を比較すると、マイナ保険証の方が小さく、いずれの結果からもマイナ保険証の方がより正確に最新の資格を確認できていると考えられる。

## 10/14～10/20の資格確認結果

	資格確認ができなかった割合	資格無効の割合
保険証によるオンライン資格確認 （レセコンから照会）（※1）	1.93%	1.62%
保険証によるオンライン資格確認 （資格確認端末の画面から照会）（※2）	11.11%	2.03%
マイナンバーカードによるオンライン資格確認	0.20%	0.29%

【参考：最新の資格を確認できなかった場合の例】

資格確認方法	資格確認ができなかった（資格情報なし）	資格無効
保険証	医療機関等の職員が保険証の券面で確認した被保険者番号等を資格確認端末に手入力するなどにより、照会した情報に誤りがある場合 転居・転職で保険者の資格情報登録遅れ・漏れの場合	転居・転職で資格が喪失したにもかかわらず、無効な保険証を持参した場合
マイナンバーカード	保険者にて該当被保険者の資格情報等を削除している場合 DV等により資格情報の表示を停止している場合等	転居・転職で、保険者の加入手続き中や情報登録遅れ等があり、喪失後の新たな資格が確認できない場合



マイナンバーカードの場合は、「資格無効」等と表示され有効な資格が確認できなくても、医療機関等が旧保険者等に対して請求することで、適切な負担割合（3割等）で受診可能。

（※1）既に医療機関等のレセコンに登録されている患者の資格情報の有効性をオンライン資格確認等システムを通じて確認するもの

（※2）保険証の券面の情報から当該保険証の有効性をオンライン資格確認等システムを通じて確認するもの

# マイナ保険証の効果（レセプト返戻の減少）

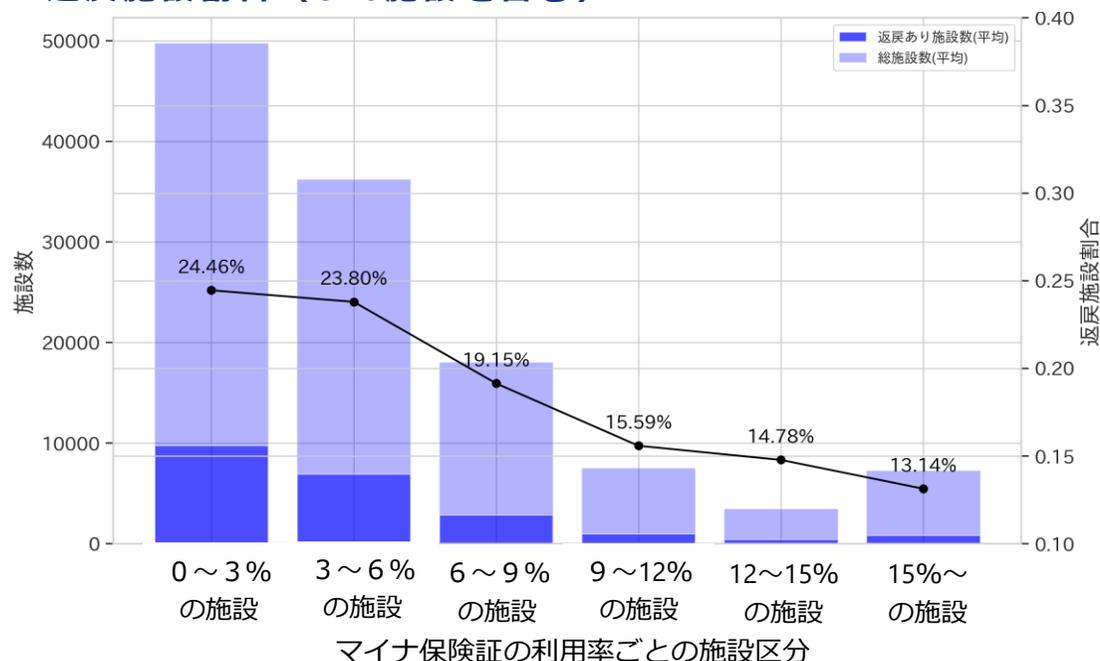
審査支払機関から医療機関等に対するレセプト返戻の理由について、記号・番号の誤りや該当者なしといったものが多く見られる中で、マイナ保険証の利用率が高い施設の方がレセプト返戻があった施設割合が減少しており、マイナ保険証の利用がレセプト返戻の減少の要因の1つと考えられる。

R6.1～R6.3の理由別レセプト返戻件数（資格返戻）

返戻理由	R6.1	R6.2	R6.3
記号・番号の誤り	25,186	22,061	20,570
認定外家族	9,344	7,598	7,858
該当者なし	10,458	9,104	8,445
旧証によるもの	1,399	1,123	1,062
本人・家族等誤り	7,745	6,939	6,413
資格喪失後の受診	8,137	6,896	6,730
給付期間満了	161	114	105
患者氏名の誤り	51	41	48
後期高齢者該当	89	54	60
性別の誤り	3,376	2,794	2,602
国保該当	1	0	0
生年月日の誤り	5,692	5,016	4,567
合計	71,639	61,740	58,460

【資格返戻】

R5.10～R6.2のマイナ保険証の利用率ごとの平均施設数と返戻施設割合（0%施設を含む）



※ひと月のオンライン資格確認を行った人数がレセプト枚数以下となる施設を対象に集計

（参考）医療機関等にレセプトが返戻されるケース

- 審査支払機関での受付時 保険証回収後の受診が確認され、変更後の資格（新資格）が判明しないケース（12月2日以降はこの返戻は廃止）
- 保険者等の資格点検時 保険者等に送付されたレセプトに記録された資格情報等に誤りがあるケース
- 再審査請求時 審査支払機関でのレセプト受付時に新資格が判明せず、レセプトに記載された旧保険者等にレセプトが送付された際に、当該旧保険者等が審査支払機関に再審査請求を行い、その時点でも新資格が判明しないケース

4

## マイナ保険証利用促進集中取組月間を踏まえた表彰

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# マイナ保険証利用促進集中取組月間を踏まえた表彰について

- 4月25日に開催した日本健康会議におけるマイナ保険証利用促進宣言をはじめに、5月から7月までをマイナ保険証利用促進集中取組月間と位置づけ、医療機関・薬局、保険者、事業主、行政など、医療に関わる全ての主体が一丸となって、マイナ保険証の利用促進を実施してきた。
- 集中取組月間においては、地域全体での今後の取組を盛り立てていくため、4月の実績に基づく大臣表彰を実施したところであるが、集中取組月間における取組を評価する観点から、5月から7月までのマイナ保険証の利用実績を踏まえた大臣表彰も実施する。

(10月30日開催の日本健康会議の中で表彰)

## 表彰対象

---

- 以下の2類型を対象に表彰する。
    - ① 都道府県の施設類型（医科診療所・病院・歯科診療所・薬局）ごとに、
      - ・ 7月の利用実績
      - ・ 4月から7月までの利用実績の伸びそれぞれにおいて、「全施設類型を合わせたトップの都道府県」、「施設類型ごとのトップの地域における医師会、病院協会、歯科医師会及び薬剤師会」を対象
    - ② 市町村国保、国保組合及び被用者保険ごとに、
      - ・ 7月の利用実績
      - ・ 4月から7月までの利用実績の伸びそれぞれにおいて、トップの市町村国保及び被用者保険を対象
- ※利用実績 = マイナ保険証利用件数 / オンライン資格確認の利用件数

## (参考) 7月の利用実績に基づく表彰対象

### 都道府県・医療関係団体

#### < 7月の利用実績 >

全体			医科診療所 (都道府県医師会)		病院 (都道府県医師会 ・病院協会)		歯科診療所 (都道府県歯科医師会)		薬局 (都道府県薬剤師会)	
1位	富山県	18.0%	福井県	15.9%	富山県	33.5%	宮崎県	29.2%	島根県	18.7%

#### < 4月～7月の利用実績の伸び >

全体			医科診療所 (都道府県医師会)		病院 (都道府県医師会 ・病院協会)		歯科診療所 (都道府県歯科医師会)		薬局 (都道府県薬剤師会)	
1位	富山県	+7.6%	秋田県	+6.4%	栃木県	+12.9%	秋田県	+10.1%	島根県	+10.2%

### 市町村国保・国保組合・被用者保険

#### < 7月の利用実績 >

市町村国保			国保組合		被用者保険	
1位	宮崎県 高千穂町	45.8%	島根県医 師国保組 合	25.6%	北國FHD 健康保険 組合 (※)	22.7%

#### < 4月～7月の利用実績の伸び >

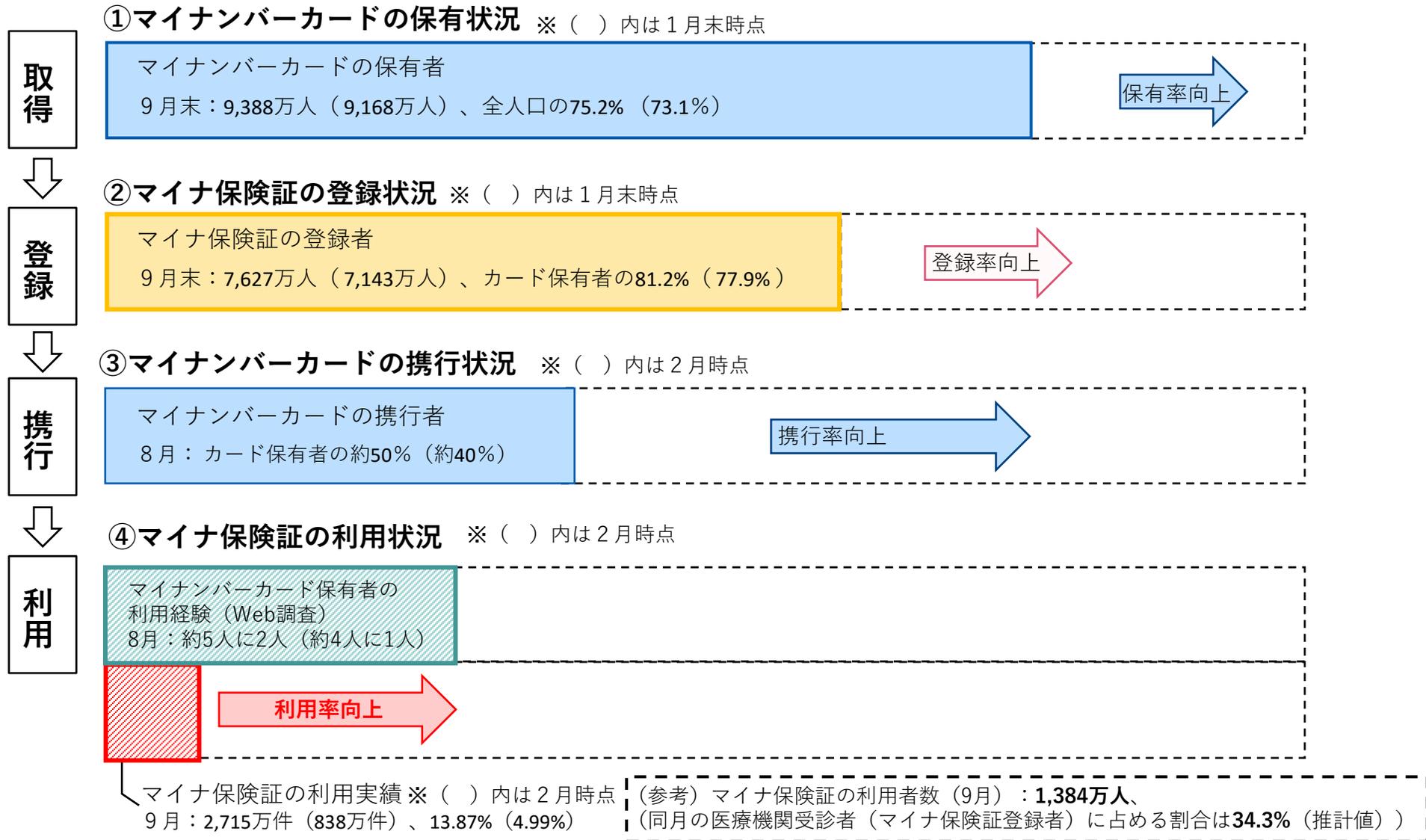
市町村国保			国保組合		被用者保険	
1位	宮崎県 日之影町	+26.2%	島根県医 師国保組 合	+10.7%	植木組 健康保険 組合 (※)	+9.8%

※ 加入者数1,000人以上の健康保険組合を対象とし、社会保険診療報酬支払基金健康保険組合を除いた場合のランキング。同健康保険組合を含めた場合、同健康保険組合が7月の利用実績で1位（29.2%）となる。

## 参考資料



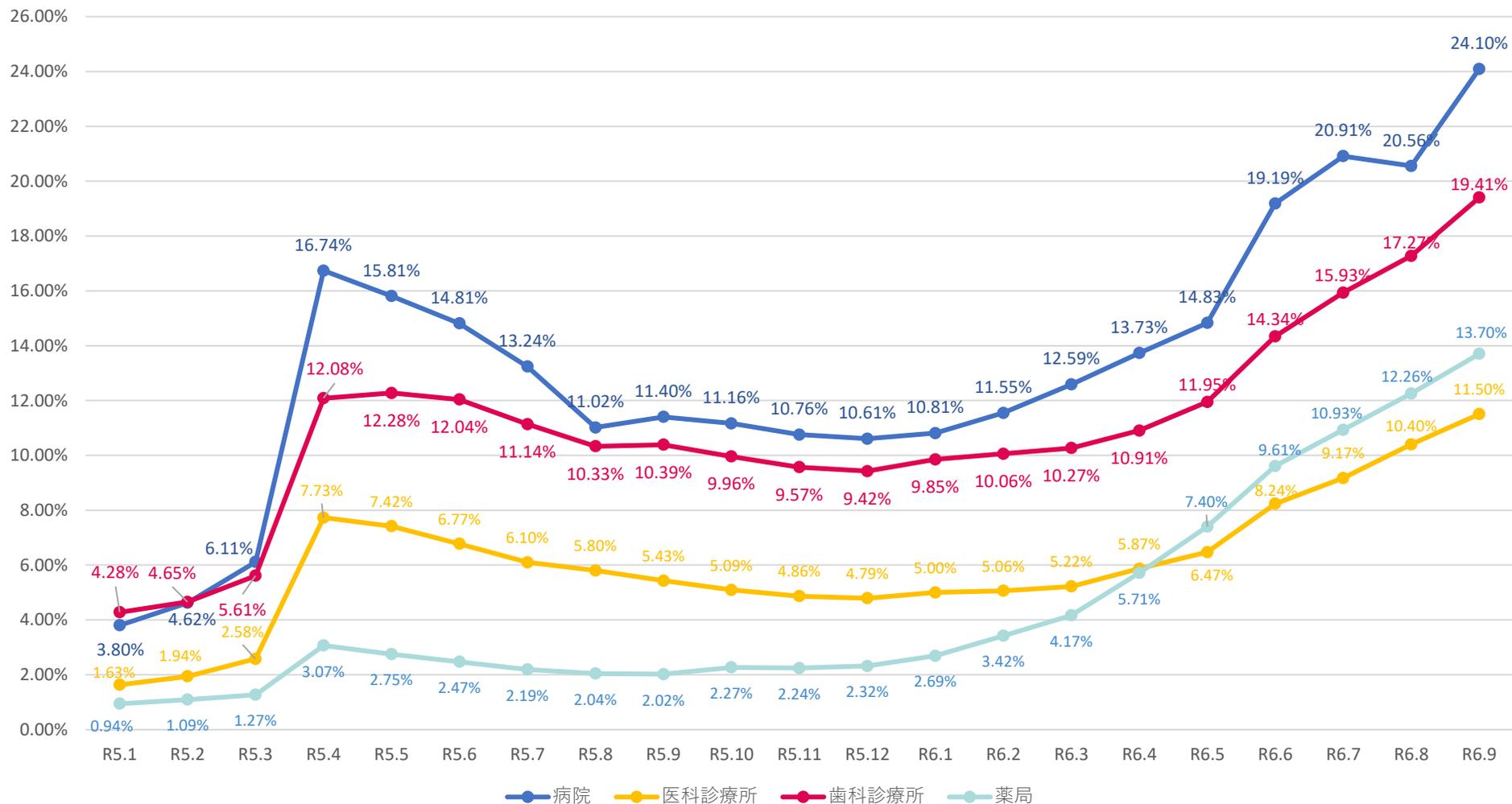
# マイナ保険証に関する現状



カード保有者の約40%    カード保有者の約50%    7,627万人    9,388万人    12,488万人

（マイナ保険証の利    （マイナ保険証    （マイナ保険証登録者）（カード保有者）    （R6.1.1時点の住基人口）  
用経験がある者）    の携行者）

# 施設類型別のマイナ保険証利用率の推移

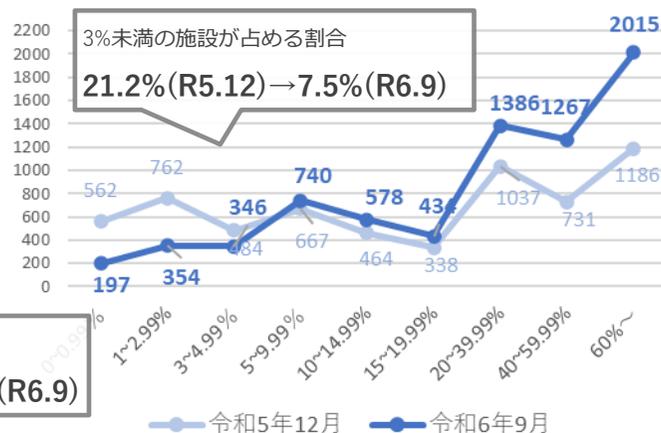


# マイナ保険証の利用状況

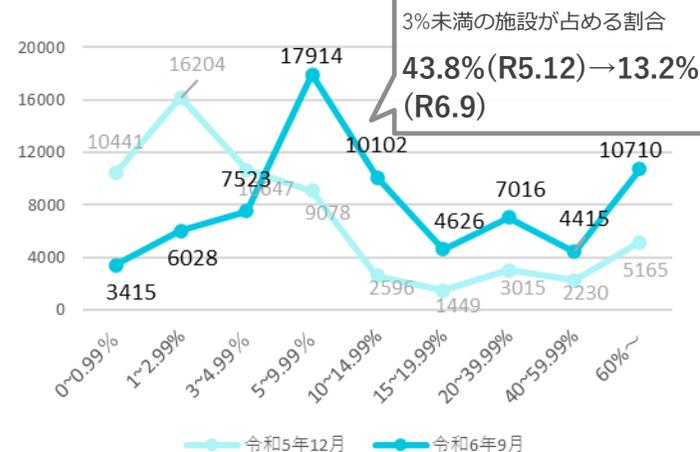
## ■ マイナ保険証利用割合ごとの施設数の分布（利用件数割合）

令和5年12月、令和6年9月時点

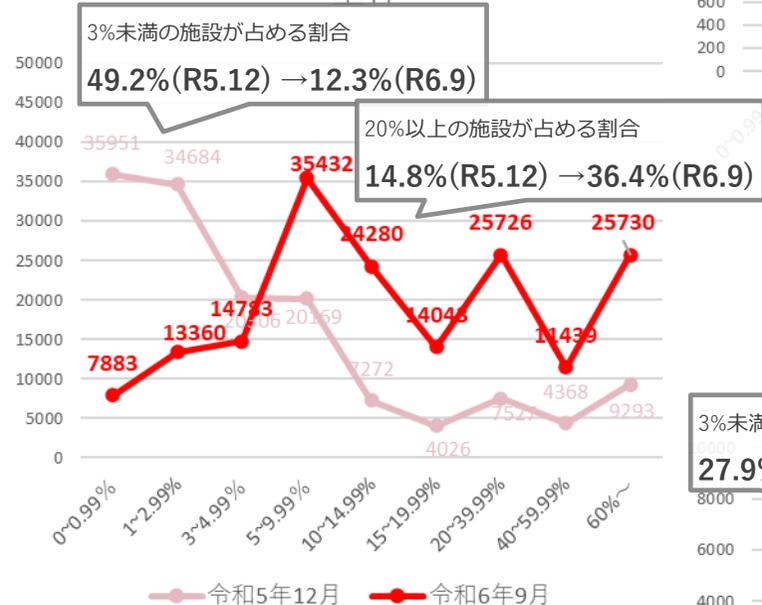
### 病院



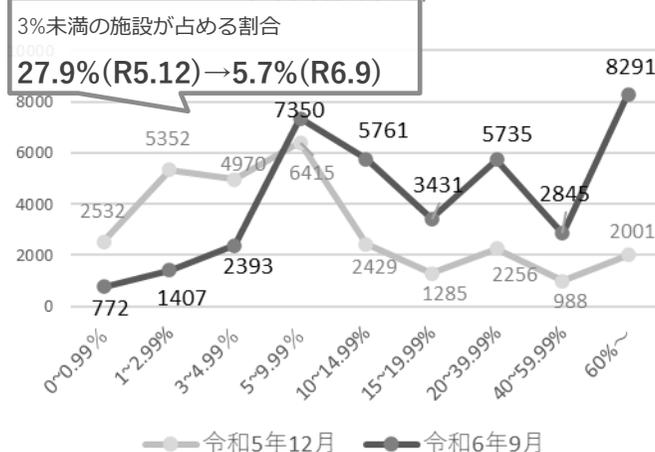
### 内科診療所



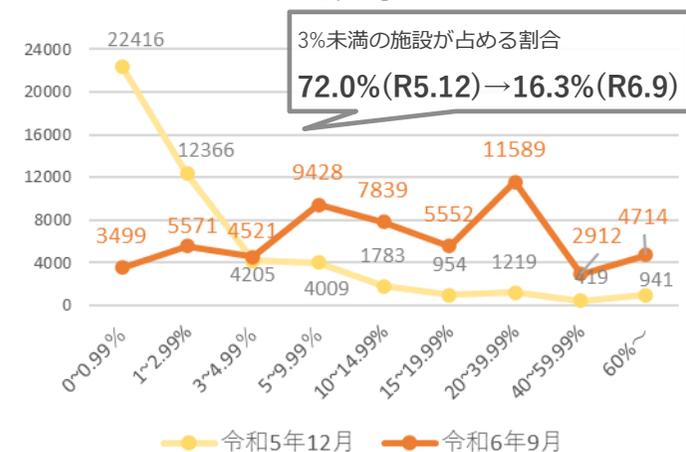
### 全体



### 歯科診療所



### 薬局



※ 利用割合 = MNC利用件数 / オン資利用件数

※ オンライン資格確認利用件数50以上等の施設を対象に算出（施設数：143,596(R5.12)、172,676(R6.9)）

# 令和6年度診療報酬改定におけるマイナ保険証利用等に関する診療報酬上の評価（イメージ）

・マイナンバーカードを**常時携帯する者が約5割**となっている現状を踏まえると、**医療現場における利用勧奨が重要。**

## 《現行》

## 《見直しイメージ》

R6.6

R6.12

### 【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

マイナンバーカードや問診票を利用し、  
「診療情報取得・活用体制の充実」を評価

<初診>

- ・マイナ保険証 利用なし 4点
- ・マイナ保険証 利用あり 2点

### 【医療情報取得加算】

配点を見直し、継続

<初診><再診>

- ・マイナ保険証利用なし 3点 2点
- ・マイナ保険証利用あり 1点 1点

マイナ保険証の利用の有無に着目した配点を見直しつつ、医療情報等の活用による質の高い医療の評価を継続

- <初診> 1点
- <再診> 1点

### 【医療DX推進体制整備加算】

マイナ保険証、電子処方箋などの「**医療DX推進体制**」を評価

<初診> 8点（歯科6点, 調剤4点）

⇒【R6.10～】施設要件（例）③の利用実績に応じ11点（歯科9点, 調剤7点）をはじめとした3段階で評価

施設要件（例）

- ①マイナ保険証での取得情報を診療室で使用できる体制【R6.6～】
- ②マイナ保険証の利用勧奨の掲示【R6.6～】 Ex. 窓口での共通ポスターの掲示
- ③**マイナ保険証利用実績が一定程度（5～15%）以上**であること【R6.10～】
- ④電子処方箋を発行できる体制（薬局は受け付ける体制）【R7.4～】
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制【R7.10～】



# 医療DX推進体制整備加算及び医療情報取得加算の見直し

医療DX推進体制整備加算

## 令和6年6月～9月

医療DX推進体制整備加算	8点
医療DX推進体制整備加算（歯科）	6点
医療DX推進体制整備加算（調剤）	4点

※初診時に所定点数を加算

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）  
～中略～

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績を一定程度有していること。（令和6年10月1日から適用）



## 令和6年10月～

医療DX推進体制整備加算 1	11点
医療DX推進体制整備加算 1（歯科）	9点
医療DX推進体制整備加算 1（調剤）	7点

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、**十分な実績**を有していること。

**（新）マイナポータル**の医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。

医療DX推進体制整備加算 2	10点
医療DX推進体制整備加算 2（歯科）	8点
医療DX推進体制整備加算 2（調剤）	6点

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、**必要な実績**を有していること。

**（新）マイナポータル**の医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。

医療DX推進体制整備加算 3	8点
医療DX推進体制整備加算 3（歯科）	6点
医療DX推進体制整備加算 3（調剤）	4点

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、**実績**を有していること。

マイナ保険証利用率（案）（注）利用率は通知で規定		
利用率実績	令和6年7・8月～	令和6年10・11月～
適用時期	令和6年10月～	令和7年1月～
加算 1	15%	30%
加算 2	10%	20%
加算 3	5%	10%

※ 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。ただし、令和6年10月～令和7年1月は、適用時期の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることもできる。

※ 令和7年4月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年未を目途に検討、設定。

## 令和6年6月～11月

初診時	医療情報取得加算 1（現行の保険証の場合）	3点
	医療情報取得加算 2（マイナ保険証の場合）	1点
再診時（3月に1回に限り算定）	医療情報取得加算 3（現行の保険証の場合）	2点
	医療情報取得加算 4（マイナ保険証の場合）	1点
	医療情報取得加算 3（現行の保険証の場合）	2点
	医療情報取得加算 4（マイナ保険証の場合）	1点

調剤時（6月に1回に限り算定）	医療情報取得加算 1（現行の保険証の場合）	3点
	医療情報取得加算 2（マイナ保険証の場合）	1点



## 令和6年12月～

初診時	医療情報取得加算	1点
再診時（3月に1回に限り算定）	医療情報取得加算	1点
	医療情報取得加算	1点
調剤時（12月に1回に限り算定）	医療情報取得加算	1点
	医療情報取得加算	1点

医療情報取得加算

# 資格確認書と現行の保険証（国民健康保険・カード型の例）

## 資格確認書

(表 面)

〇〇都道府県 国民健康保険 資格確認書	有効期限 発効期日	年 月 日 年 月 日	
記号 氏名 生年月日 適用開始年月日 交付年月日 世帯主氏名 住所 保険者番号 交付者名	番号 性別 年 月 日 年 月 日	番号 性別 年 月 日 年 月 日	(枝番)           印

70歳以上の  
負担割合の  
発効期日を  
追記

(裏 面)

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

[特記欄：  
署名年月日： 年 月 日  
本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：

## 保険証

(表 面)

〇〇都道府県 国民健康保険 被保険者証	有効期限	年 月 日	
記号 氏名 生年月日 適用開始年月日 交付年月日 世帯主氏名 住所 保険者番号 交付者名	番号 性別 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	番号 性別 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	(枝番)           印

(裏 面)

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

[特記欄：  
署名年月日： 年 月 日  
本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：

# 資格情報のお知らせ（様式例）

## 資格情報のお知らせ

（保険者名）  
（保険者番号）

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合（70歳以上のみ記載）	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下部の切り取り箇所も同様）

**スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。**

－ マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら －



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます  
（このお知らせのみでは受診できません）

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行  
（交付者名）  
（保険者番号）

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00  
氏名 佐藤 太郎  
負担割合 〇割（70歳以上のみ記載）

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

# マイナポータルでの資格情報画面

## マイナポータルの画面

マイナポータル 実証ベータ版

健康保険証

マイナンバーカード利用 登録済

資格情報 令和5年12月24日時点

① この情報は画面下部から保存できます

資格確認日  
令和4年12月24日

区分  
被保険者資格情報

交付年月日

登録なし

性別  
登録なし

### この情報を保存

医療機関受診時などに、ICチップの破損などでマイナ保険証の読み取りができない場合には、保存したPDFファイル画面をマイナ保険証とセットで受付窓口に表示することで、受診が可能です。

※受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

端末に保存

## 端末にダウンロードされるPDF

### 医療保険の資格情報

この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時：2024年2月1日 時点

保 険 者 名	XXXXXXXX健康保険組合
保 険 者 番 号	00000000
記 号	1
番 号	00000
枝 番	00
氏 名	XX XX

### 70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一 部 負 担 金 割 合	3割
有 効 期 限	2024年7月31日

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご注意ください。

患者の皆様へのお願い

別添3

## 被保険者資格申立書に関する説明書

本申立書は、有効な保険資格があるにもかかわらず、マイナンバーカードにより資格確認を行った場合に、以下のような理由でオンライン資格確認ができない患者さんに、本来の自己負担額での保険診療を行うためにご記載をお願いする文書になります。

本申立書をご記載いただくことにより、3割負担（未就学児は2割負担。70歳以上等の方は1～3割）により自己負担額を計算します。

※ 被保険者番号等の情報（保険証のコピーや写真を含む）がわかり次第、必ず受診された医療機関等にお伝えください。

### 【ご記載が必要になる場合（例）】

- 転職等により新たに加入した医療保険者においてデータ登録中のためオンライン資格確認ができない場合
- 機器のトラブル等により、マイナンバーカードでオンライン資格確認ができない場合

別紙様式

## 被保険者資格申立書

有効な保険資格を有しており、医療保険等の被保険者資格について、下記の通り申し立てます。

※ 以下の各項目に記入いただき、□には、あてはまる場合に「✓」を記入してください。なお、本申立書に記入いただいた情報は、医療機関等の診療報酬請求等に必要範囲でのみ使用し、診療報酬請求等の請求・支払等に係る必要な事務を終えた段階で、速やかに廃棄します。

### 1 保険資格等に関する事項

保険資格の有無	<input type="checkbox"/> 有効な保険資格を有している
保険種別	<input type="checkbox"/> 社保 <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> わからない
保険者等名称	
事業所名 <sup>※1</sup>	
一部負担金の割合 <sup>※2</sup>	<input type="checkbox"/> 3割 <input type="checkbox"/> 2割 <input type="checkbox"/> 1割 <input type="checkbox"/> わからない

※1 保険種別で社保（保険者が健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会の場合）、国保（保険者が国民健康保険組合の場合のみ）、その他（自衛官・公費単独医療の場合）、わからないの□に「✓」を記入された場合は、事業所名（お勤め先の会社名等）の記入をお願いします。

※2 70歳以上の方、または後期高齢者医療の被保険者の方は、一部負担金の割合についてもご記入ください。なお、ご記入いただいた一部負担金の割合が実際と異なっていた場合、後日、保険者から差額を請求等させていただく場合があります。

### 2 マイナンバーカードの券面事項等

氏名	(フリガナ)
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和      年   月   日
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住所	

※3 マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合はこちらにご記入ください。

※4 マイナンバーカードの券面に記載された氏名、生年月日、性別、住所をそのまま記入いただくとともに、氏名のフリガナも併せてご記入ください。また、マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合は、住所欄に併せてご記入ください。

年   月   日

署名 \_\_\_\_\_ (患者との関係<sup>※5</sup> : \_\_\_\_\_)

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

※5 (患者との関係)欄は、保護者の方等が署名された場合にご記入ください。

# 目視確認モード（立ち上げ方法・利用方法）

## 目視確認モード立ち上げの流れ

### 1. 資格確認端末操作

- 資格確認端末からオンライン資格確認等システムにログインし、「顔認証付きカードリーダー操作」を押下してください。

### 2. 目視確認モードに切り替え

- 「目視確認」ボタンを押下し、顔認証付きカードリーダーの設定を目視確認モードに切り替えてください。

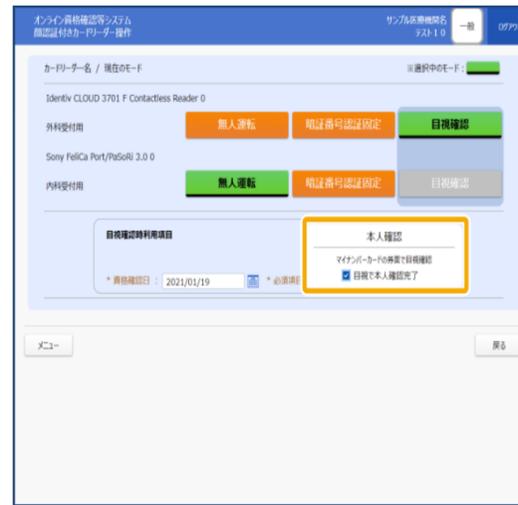
## 目視確認モード利用方法の流れ※

### 1. 目視確認

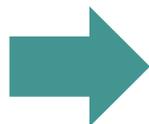
- 顔写真を目視で確認し本人確認を行ってください。
- 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。
- 患者がマイナンバーカード所有者本人であれば、資格確認端末画面の「目視で本人確認完了」にチェックを入れてください。

### 2. マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く

- マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いてください。



※詳細は「オンライン資格確認等システム運用マニュアル」をご確認ください。



目視確認モードについて、医療機関等の職員から使いにくいと指摘されていることも踏まえ、モードの切り替えの操作が円滑に行えるよう、顔認証付きカードリーダーのソフトウェアの改修等を予定。（来年春の実装を予定）

## 主な事象・課題

## 解決に向けた対応

健康保険証は有効なのにマイナ  
保険証で「無効」と表示される

保険資格の確認ができず10割負  
担での請求を行う

顔認証付きカードリーダーが  
起動しない

顔認証付きカードリーダーで  
顔認証ができない

電子証明書の有効期限が切れると  
マイナ保険証として使えなくなる

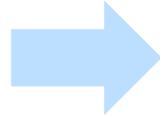
- ・ 転職や転居等により資格変更があった際に新しい資格情報が迅速に登録されるよう、昨年6月に省令改正を行い、資格取得の届出から5日以内（資格変更から10日以内）にシステム登録を求めているが、更に保険者に対し、迅速化を図るために改善計画の策定を求め、フォローアップ調査を実施。
- ・ オン資未登録のままマイナ保険証を使ってしまう事態を回避するために、①データ登録までの期間の周知、②登録が終わったことを通知する仕組みを導入。
- ・ カードリーダーの起動時の不具合は、顔認証付きカードリーダーやPC（資格確認端末）の日々のシャットダウン、スケジュール機能の利用により、定期的に電源のオン・オフ（シャットダウン・再起動）を行うことで解消。
- ・ 顔認証時の読み取りエラーは、カードを袋にいれたまま置く、カメラに近づき過ぎる、逆光や外光の影響を受けることなどが主な原因であり、エラー時の対応について周知。
- ・ 電子証明書の有効期間の3か月前からJ-LISより更新手続きのご案内が送付されるほか、有効期限満了日まで3か月以下の場合には顔認証付きカードリーダーの画面上で更新のアラート表示を行っている。
- ・ 本年12月より、電子証明書の有効期間満了後3か月間は、引き続き資格確認を行えるよう対応。また、12月2日以降は、有効期限満了日から更新なく一定期間経過した場合には、資格確認書を職権交付。

マイナンバーカードでオン  
ライン資格確認が行えない  
場合には、

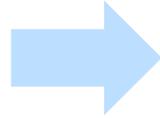
- ・ 「資格(無効)」画面に表示された喪失済みの資格や過去の受診歴から確認した資格情報で請求を行うか、
- ・ 被保険者番号等が不詳でも本人に資格申立書を記載いただき「不詳レセプト」として請求を行い、マイナ保険証を持参した患者に対して、紙の保険証の提示がなくとも適切な自己負担割合（3割等）の支払を求めるよう周知。

## 主な事象・課題

過去に別人との紐付け誤りが報じられたこともあり、安心してマイナ保険証を利用できない



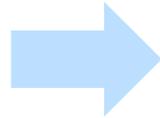
高齢者がうまくマイナ保険証を使えない、暗証番号を忘れて入力できない



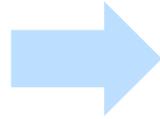
顔認証付きカードリーダーがクリニックに1台しかないので待合室が混雑する



通常の受付窓口以外で対応する方式（ドライブスルー形式等）をとっている薬局では、1台のカードリーダーで対応することになり、マイナ保険証での受付が困難



資格確認時に表示された情報に「●」が出る



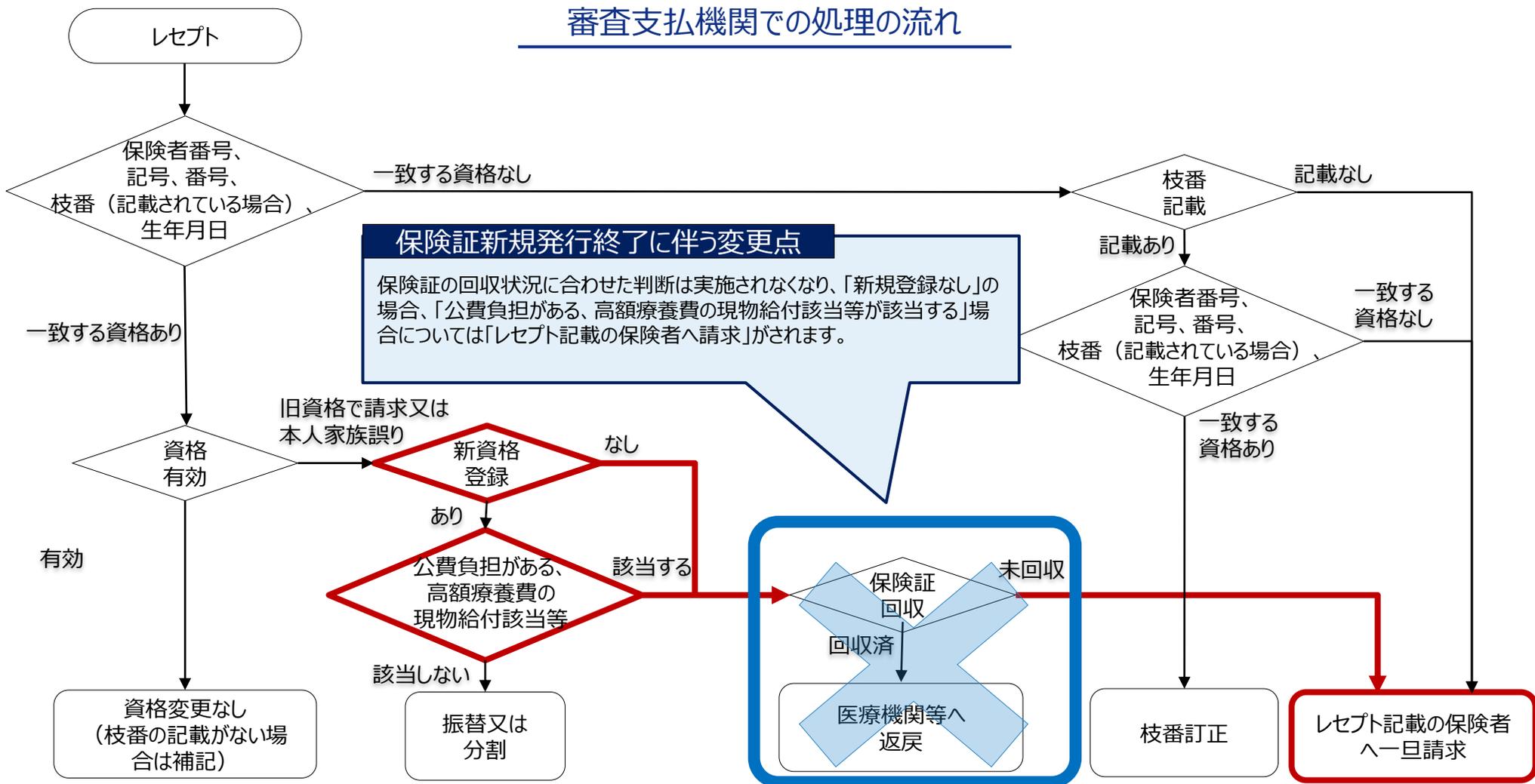
## 解決に向けた対応

- 全ての登録済みデータ（1.6億件）について、住民基本台帳情報との突合を完了し、そのうち確認が必要なデータについて保険者等による確認作業も完了。
- 新規加入者の登録時に全てのデータについて住民基本台帳情報と突合するチェックシステムの仕組みを本年5月から実施。
- 暗証番号の入力や顔認証が困難な場合には、目視モードによる資格確認も可能であり、引き続き周知。また、今後、来年3月を目途としたシステム改修により、窓口での目視モードの操作を簡便化。
- 暗証番号を3回誤入力した場合でも、顔認証や目視モードの対応が可能。また、暗証番号を設定しない顔認証カードでもマイナ保険証としての利用が可能。
- 令和5年度補正予算によるカードリーダーの増設補助を通じて、対象となる施設（※）では増設が可能。補助の要件としている利用件数の判定期間を本年3月から11月に延長。  
※ 昨年10月～本年11月のいずれかの月のマイナ保険証の利用件数が500件以上の施設が対象
- 同意の画面操作について、本年10月に包括同意等を改善。
- 医療機関等の窓口において資格確認ができない場合として、居宅同意取得型（※）を活用したマイナ保険証による受付が可能。運用について9月に提示。  
※ 診療／薬剤情報等の照会可能期間は、外来・往診と同様の取扱いとし、同意情報登録後24時間。
- 医療機関等へのマニュアルで示しているとおり、カナ氏名を確認することによる受付や、「●」表記のままでもレセプト請求が可能であり、「●」表記のままや漢字に置き換えても返戻されない。
- 上記を再周知するとともに、レセコンやオンライン資格確認等システム、保険者システムの文字コードの違いを踏まえつつ、よく「●」表記となる漢字から修正を検討。

# (参考) レセプト振替機能の変更 (令和6年12月2日~)

保険証の新規発行終了に伴い、医療機関等が旧資格で請求した場合に、保険証回収済みであれば返戻する機能を廃止。

## 審査支払機関での処理の流れ



# オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 (都道府県別の医療機関・薬局での利用 (令和6年9月))

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率 (令和6年9月) は以下のとおり。

※黄色 = 上位5県 灰色 = 下位5県

都道府県名	利用率
北海道	14.61% (+1.32%)
青森県	12.40% (+1.41%)
岩手県	15.34% (+1.61%)
宮城県	12.47% (+1.01%)
秋田県	13.81% (+1.48%)
山形県	15.35% (+1.40%)
福島県	17.66% (+1.76%)
茨城県	15.50% (+1.26%)
栃木県	16.78% (+1.12%)
群馬県	15.58% (+1.21%)
埼玉県	12.60% (+1.25%)
千葉県	14.25% (+1.32%)
東京都	12.38% (+1.23%)
神奈川県	13.24% (+1.38%)

全国	13.87% (+1.44%)
----	-----------------

都道府県名	利用率
新潟県	18.74% (+1.88%)
富山県	21.29% (+2.04%)
石川県	19.60% (+1.92%)
福井県	19.22% (+1.77%)
山梨県	12.67% (+1.42%)
長野県	12.40% (+1.46%)
岐阜県	12.88% (+0.46%)
静岡県	16.03% (+1.71%)
愛知県	12.04% (+1.57%)
三重県	13.08% (+1.44%)
滋賀県	15.56% (+1.76%)
京都府	14.77% (+1.67%)
大阪府	12.62% (+1.43%)
兵庫県	13.38% (+1.60%)
奈良県	13.99% (+1.64%)
和歌山県	9.98% (+1.23%)

都道府県名	利用率
鳥取県	16.67% (+1.59%)
島根県	19.26% (+1.85%)
岡山県	14.44% (+1.55%)
広島県	16.16% (+1.99%)
山口県	18.33% (+1.98%)
徳島県	12.44% (+1.82%)
香川県	15.27% (+2.13%)
愛媛県	11.32% (+1.28%)
高知県	12.90% (+1.39%)
福岡県	13.32% (+1.56%)
佐賀県	14.97% (+1.80%)
長崎県	14.88% (+1.67%)
熊本県	14.40% (+1.69%)
大分県	13.71% (+1.93%)
宮崎県	15.59% (+1.47%)
鹿児島県	18.51% (+1.68%)
沖縄県	6.24% (+0.72%)

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数  
(括弧内の値は令和6年8月の値からの変化量 (%ポイント))

# 施設類型別・都道府県別の利用実績

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数

## 【医科診療所】

順位	R6.8順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
1	(1)	福井	17.39%	62,303	358,169
2	(2)	鹿児島	16.97%	170,669	1,005,686
3	(3)	新潟	16.83%	196,196	1,165,652
4	(4)	富山	16.80%	95,832	570,587
5	(5)	秋田	15.96%	69,772	437,200
6	(6)	島根	15.58%	63,476	407,528
7	(9)	静岡	14.61%	364,596	2,495,792
8	(7)	宮崎	14.55%	90,663	623,143
9	(10)	石川	14.24%	95,207	668,413
10	(8)	鳥取	14.11%	43,729	309,840
11	(12)	滋賀	14.05%	91,849	653,600
12	(13)	青森	13.82%	86,880	628,784
13	(11)	栃木	13.58%	159,154	1,171,897
14	(14)	山口	13.45%	138,005	1,026,152
15	(15)	岩手	13.22%	88,979	672,886
16	(16)	北海道	13.11%	357,735	2,728,632
17	(18)	香川	13.10%	61,136	466,651
18	(17)	山形	12.98%	102,381	788,674
19	(20)	茨城	12.67%	172,134	1,358,667
20	(22)	福島	12.50%	128,210	1,025,926
21	(19)	群馬	12.39%	158,228	1,276,799
22	(21)	千葉	12.32%	398,789	3,236,759
23	(23)	京都	12.05%	158,944	1,319,480
24	(25)	広島	11.97%	248,934	2,080,367
25	(24)	宮城	11.65%	190,403	1,634,417
26	(26)	岐阜	11.18%	165,142	1,476,559
27	(28)	岡山	11.12%	132,895	1,195,229
28	(32)	奈良	11.07%	92,811	838,410
29	(30)	熊本	10.99%	155,996	1,419,817
30	(31)	神奈川	10.98%	694,345	6,321,762

## 【病院】

順位	R6.8順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
1	(1)	富山	35.07%	64,457	183,814
2	(3)	栃木	34.27%	51,881	151,391
3	(2)	山形	34.27%	34,375	100,321
4	(4)	茨城	31.89%	73,653	230,975
5	(5)	石川	31.56%	45,379	143,783
6	(6)	山口	31.01%	47,496	153,172
7	(14)	新潟	29.49%	55,391	187,848
8	(10)	宮城	28.98%	60,363	208,287
9	(18)	香川	28.94%	26,272	90,780
10	(15)	京都	28.79%	65,671	228,136
11	(9)	千葉	28.73%	154,299	537,051
12	(7)	鹿児島	28.69%	73,240	255,258
13	(8)	北海道	28.06%	187,377	667,798
14	(13)	島根	27.91%	17,567	62,933
15	(16)	広島	27.31%	76,955	281,774
16	(17)	福島	27.21%	49,437	181,684
17	(11)	山梨	27.19%	15,778	58,027
18	(23)	長崎	26.25%	44,936	171,215
19	(21)	群馬	26.19%	53,951	205,977
20	(19)	鳥取	26.14%	15,502	59,315
21	(25)	滋賀	25.91%	26,324	101,592
22	(20)	宮崎	25.36%	45,361	178,903
23	(24)	奈良	25.13%	31,879	126,858
24	(34)	大分	24.72%	42,713	172,769
25	(28)	神奈川	24.65%	162,392	658,685
26	(27)	長野	24.53%	55,387	225,797
27	(22)	愛媛	24.46%	38,994	159,420
28	(31)	岩手	24.38%	34,739	142,475
29	(33)	大阪	24.06%	174,886	727,018
30	(29)	兵庫	23.77%	114,267	480,758

# 施設類型別・都道府県別の利用実績

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数

## 【医科診療所】

順位	R6.8順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
31	(29)	埼玉	<b>10.92%</b>	457,600	4,188,618
32	(33)	長野	<b>10.80%</b>	125,134	1,158,131
33	(34)	三重	<b>10.79%</b>	146,003	1,352,632
34	(27)	長崎	<b>10.78%</b>	116,710	1,082,376
35	(35)	兵庫	<b>10.67%</b>	384,739	3,605,192
36	(39)	愛媛	<b>10.43%</b>	83,838	803,780
37	(36)	大分	<b>10.43%</b>	71,422	685,020
38	(37)	東京	<b>10.37%</b>	1,010,091	9,743,920
39	(38)	大阪	<b>10.27%</b>	568,341	5,535,810
40	(43)	愛知	<b>10.18%</b>	596,525	5,861,155
41	(40)	山梨	<b>10.03%</b>	41,264	411,326
42	(41)	佐賀	<b>9.99%</b>	68,053	681,348
43	(42)	福岡	<b>9.98%</b>	398,736	3,993,852
44	(44)	高知	<b>9.38%</b>	29,133	310,694
45	(45)	徳島	<b>8.93%</b>	36,616	409,952
46	(46)	和歌山	<b>7.80%</b>	56,235	720,522
47	(47)	沖縄	<b>6.42%</b>	41,229	642,576

## 【病院】

順位	R6.8順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
31	(26)	秋田	<b>23.73%</b>	16,798	70,779
32	(32)	岡山	<b>23.68%</b>	55,583	234,772
33	(36)	静岡	<b>23.54%</b>	83,672	355,404
34	(30)	佐賀	<b>22.99%</b>	27,318	118,824
35	(35)	東京	<b>22.73%</b>	269,968	1,187,774
36	(39)	熊本	<b>21.72%</b>	59,919	275,929
37	(37)	青森	<b>21.56%</b>	34,027	157,796
38	(38)	三重	<b>21.14%</b>	35,777	169,234
39	(41)	福井	<b>21.08%</b>	21,007	99,631
40	(40)	埼玉	<b>20.83%</b>	133,092	638,945
41	(42)	福岡	<b>19.29%</b>	119,695	620,443
42	(43)	和歌山	<b>19.27%</b>	20,418	105,943
43	(44)	愛知	<b>18.97%</b>	131,580	693,587
44	(45)	高知	<b>18.10%</b>	20,273	112,027
45	(46)	徳島	<b>14.68%</b>	16,080	109,532
46	(12)	岐阜	<b>11.51%</b>	50,042	434,730
47	(47)	沖縄	<b>11.11%</b>	16,683	150,166

# 施設類型別・都道府県別の利用実績

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数

## 【歯科診療所】

順位	R6.8順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
1	(1)	宮崎	33.16%	26,596	80,214
2	(2)	鹿児島	29.32%	52,689	179,692
3	(3)	富山	29.11%	33,385	114,675
4	(4)	岩手	27.34%	26,621	97,378
5	(5)	三重	26.78%	44,180	164,992
6	(9)	岐阜	26.73%	54,720	204,718
7	(6)	秋田	26.57%	23,229	87,432
8	(8)	山口	26.14%	39,701	151,893
9	(10)	山梨	25.93%	13,290	51,245
10	(7)	石川	25.81%	27,827	107,812
11	(12)	奈良	25.22%	27,145	107,638
12	(11)	広島	24.94%	75,809	303,952
13	(13)	長野	24.06%	42,734	177,646
14	(17)	和歌山	23.90%	13,711	57,360
15	(20)	京都	23.83%	45,818	192,302
16	(16)	静岡	23.76%	99,134	417,210
17	(14)	福島	23.50%	38,235	162,697
18	(15)	山形	23.49%	27,218	115,859
19	(21)	福井	23.38%	16,457	70,404
20	(19)	熊本	23.09%	44,024	190,677
21	(18)	長崎	22.55%	34,359	152,393
22	(24)	栃木	22.48%	53,496	238,021
23	(22)	大分	22.27%	19,303	86,668
24	(23)	群馬	21.76%	47,292	217,308
25	(25)	愛知	21.21%	167,857	791,429
26	(26)	滋賀	21.16%	25,877	122,297
27	(27)	佐賀	20.07%	18,159	90,494
28	(30)	島根	19.78%	17,547	88,731
29	(28)	福岡	19.61%	115,282	587,810
30	(31)	兵庫	19.44%	101,968	524,407

## 【薬局】

順位	R6.8順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
1	(1)	島根	21.67%	81,647	376,694
2	(2)	石川	21.49%	135,217	629,280
3	(6)	山口	20.27%	195,875	966,441
4	(3)	福島	20.23%	206,084	1,018,912
5	(4)	富山	20.03%	138,014	689,208
6	(5)	福井	19.78%	60,823	307,496
7	(8)	佐賀	19.48%	85,262	437,709
8	(7)	新潟	18.83%	306,415	1,627,415
9	(10)	広島	17.85%	306,595	1,717,524
10	(11)	鳥取	16.97%	53,157	313,159
11	(9)	栃木	16.61%	236,713	1,425,427
12	(13)	長崎	16.57%	130,301	786,429
13	(12)	群馬	16.05%	180,128	1,121,977
14	(16)	岡山	15.59%	162,359	1,041,588
15	(15)	鹿児島	15.58%	158,848	1,019,330
16	(18)	熊本	15.58%	155,337	997,252
17	(17)	静岡	15.30%	490,159	3,202,715
18	(19)	福岡	15.19%	483,058	3,180,062
19	(14)	茨城	15.10%	298,269	1,975,159
20	(22)	徳島	15.09%	55,999	371,117
21	(24)	香川	14.91%	84,988	570,028
22	(21)	滋賀	14.68%	125,871	857,619
23	(20)	山形	14.39%	147,640	1,025,688
24	(23)	岩手	14.16%	123,921	875,442
25	(25)	京都	13.85%	201,535	1,455,183
26	(29)	兵庫	13.83%	474,109	3,427,613
27	(30)	奈良	13.75%	102,875	748,232
28	(26)	千葉	13.69%	569,077	4,155,722
29	(27)	神奈川	13.59%	917,285	6,749,084
30	(28)	北海道	13.23%	598,319	4,520,942

# 施設類型別・都道府県別の利用実績

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数

## 【歯科診療所】

順位	R6.8順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
31	(34)	新潟	<b>18.99%</b>	57,689	303,852
32	(29)	高知	<b>18.91%</b>	13,830	73,120
33	(35)	大阪	<b>18.51%</b>	158,374	855,456
34	(33)	茨城	<b>18.48%</b>	52,538	284,221
35	(37)	青森	<b>18.45%</b>	21,156	114,689
36	(36)	鳥取	<b>18.24%</b>	15,745	86,338
37	(32)	宮城	<b>17.98%</b>	57,143	317,751
38	(38)	埼玉	<b>17.95%</b>	139,453	777,049
39	(39)	神奈川	<b>17.39%</b>	182,584	1,049,765
40	(40)	岡山	<b>16.84%</b>	42,079	249,808
41	(41)	北海道	<b>16.37%</b>	123,211	752,597
42	(42)	徳島	<b>15.61%</b>	10,197	65,341
43	(43)	千葉	<b>15.19%</b>	123,132	810,352
44	(45)	香川	<b>15.04%</b>	17,724	117,880
45	(44)	東京	<b>14.58%</b>	251,440	1,724,866
46	(46)	愛媛	<b>13.17%</b>	24,467	185,815
47	(47)	沖縄	<b>12.88%</b>	9,649	74,886

## 【薬局】

順位	R6.8順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
31	(36)	大分	<b>13.18%</b>	100,265	760,688
32	(32)	高知	<b>13.08%</b>	50,155	383,302
33	(31)	岐阜	<b>13.05%</b>	196,761	1,508,311
34	(33)	東京	<b>12.73%</b>	1,269,891	9,972,586
35	(34)	三重	<b>12.71%</b>	181,281	1,426,759
36	(35)	宮崎	<b>12.65%</b>	107,483	849,731
37	(37)	大阪	<b>12.56%</b>	662,204	5,271,087
38	(38)	埼玉	<b>12.14%</b>	640,480	5,275,074
39	(39)	山梨	<b>11.96%</b>	74,097	619,513
40	(40)	愛知	<b>11.85%</b>	696,925	5,878,811
41	(41)	秋田	<b>11.41%</b>	130,847	1,147,211
42	(42)	宮城	<b>10.72%</b>	236,936	2,209,472
43	(43)	長野	<b>10.68%</b>	184,750	1,729,807
44	(45)	愛媛	<b>9.96%</b>	126,861	1,273,261
45	(44)	青森	<b>9.96%</b>	123,525	1,240,423
46	(46)	和歌山	<b>9.65%</b>	62,420	647,123
47	(47)	沖縄	<b>4.75%</b>	43,061	906,161